

## 周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
1	第I章 1.都市計画マスタープランの背景と目的(P4)	P4 表I-1で「等」が多用されておりますが、ページ空白ありますので極力関係計画・事業・施設を明示願います。	追加で明示します。(P4)
2	第I章 2.計画の位置付け(P5)	P5 図I-1で、関連計画が「他」となっておりますが、ページ空白ありますので関連計画を明示願います。 又、「等」とされております案件も同様に極力明示願います。	主な関連計画は記載していますので、原案のとおりとします。 また、「周南市決定の都市計画等」については、P56の「図II-27 周南市の都市計画体系図」に明示しています。
3	第I章 3.周南市都市計画マスタープランの対象範囲と計画期間(P6)	P6 表I-2付記 「※旧鹿野町域には都市計画区域の指定はありません。」ですが、「※旧鹿野町域には市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域の指定はありません。」ではないでしょうか。	都市計画区域は市街化区域、市街化調整区域で構成されています。このことから、都市計画区域の指定がなければ、市街化区域及び市街化調整区域はありませんので、原案のとおりとします。
4	第II章 1.上位計画(P10)	P10 「誰もが安心して子どもを産み、育て、その中心である女性の活躍できる環境づくり」は「誰もが安心して子どもを産み、育て、その中心である女性が活躍できる環境づくり」が適切と感じます。	ご指摘どおり修正します。
5	第II章 1.上位計画(P10)	P10 「安心して子育てができ、子供たちが学校や地域でのさまざまな体験等を通して「生きる力」を身に付け、元気に成長していくことのできるまちづくり」の「安心して子育てができ、」はそれ以前で明記されておりますので削除しても構わないと感じます。	ご指摘どおり修正します。
6	第II章 1.上位計画(P10)	P10 「男女共同参画社会の実現」、現在は「男女」の表現も疑問を持たれております。 「全市民参画社会の実現」が適切では、と感じます。 (以降同一表現あれば同様意見)	「男女共同参画」という表現は、上位計画等でも使用されており整合性を図るため、原案のとおりとします。

## 周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
7	第Ⅱ章 1.上位計画(P10, 11)	P10-11 「まちづくりの方向」を文章ではなく箇条書きにしているのはわかりやすいのですが、箇条書きの体言止めで不適切と思われる表現/助詞使用等が散見されます。 文面再検討願います。 <例(あくまで例)> 「・ソフト・ハード両面から防災対策に取り組み、災害に強いまちづくりを推進」は 「・ソフト・ハード両面から防災対策に取り組んだ、災害に強いまちづくりの推進」の方が適切と感じます。	再度精査し、修正します。
8	第Ⅱ章 1.上位計画(P17 ~19)	第2章1-3 関係計画の記載(別計画の内容記載であり今回のパブリックコメント/意見募集で内容変更は不可)と認識しております。 必要箇所抜粋記載と認識しておりますが、抜粋・記載内容(当市関係箇所記述)の再精査を御願い致します。 又、各計画の作成時期、他関係案件のを国・県・市別年表形記載を御願い致します。	第Ⅱ章1-3は山口県が定める上位計画であり、広域的な観点から記載されています。 ここでは、計画の概要を記載しており、より詳細な内容については、各計画のホームページ等をご覧ください。 また、各計画の作成時期は記載しており、計画の位置付けについて図Ⅰ-1(P5)に示していますので、原案のとおりとします。
9	第Ⅱ章 4.都市の現況(P28)	P29 4-2 社会的条件・自然的条件整理(1)歴史 …年表表記追加を希望します。	ページの構成上、原案のとおりとします。
10	第Ⅱ章 4.都市の現況(P32~34)	P32-34 第Ⅱ章 上位計画と現状 4. 都市の現況 4-2 社会的条件・自然的条件整理 (3)産業 …「減少傾向」との記述や県内各都市との比較表の記述がありますが、傾向・比較把握しやすいグラフでの表記を極力実施願います。	資料編にて明示します。
11	第Ⅱ章 4.都市の現況(P35~36)	P35- 第Ⅱ章 上位計画と現状 4. 都市の現況 4-2 社会的条件・自然的条件整理 (4)交通交通量・使用者数は数十年単位の推移図示/グラフ表記願います。	資料編にて明示します。

## 周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
12	第Ⅱ章 4.都市の現況 (P40)	P40 「国土利用法に基づく土地利用基本計画の5地域区分」、周南は4地域区分とのことですが、5地域区分明示すべきと感じます。	5地域区分を明示します。(P40)
13	第Ⅱ章 4.都市の現況 (P41)	P41 新旧対照表では「表Ⅱ-14 用途地域別面積」の一部数値に大きな差がみられます。 差異理由をプラン(素案)に明示すべきと考えます。	周南市の現状を記載していますので、原案のとおりとします。
14	第Ⅱ章 4.都市の現況 (P57)	P58 新旧対照表で「旧」にありました「主な活動分野別グループ数」表が無くなっております。 削除理由を明示願います。	今回の記載では、『まちづくり』の担い手として活躍している市民活動団体数を表すため、『まちづくり』を主な活動分野として登録している団体のみでなく、主な活動分野以外にも『まちづくり』活動を行っているすべての団体を計上しています。 そのため、前回示した表「主な活動分野別グループ数」は、今回適切な表とならないため、掲載せず、原案のとおりとします。
15	第Ⅱ章 4.都市づくりの主要課題(P61)	P62 「自然と共生しながら狩猟や採取を生活基盤とした狩猟社会(Society 1.0)、農耕が始まり人々が集団を形成し土地に定住しはじめた農耕社会(Society 2.0)、産業革命後、工業化により大量生産が可能となった工業社会(Society 3.0)、インターネットやスマートフォンなどの普及により容易に情報の共有が可能となった情報社会(Society 4.0)」は箇条書きでの記述を御願致します。 <例(あくまで例)> Society 1.0: 自然と共生しながら狩猟や採取を生活基盤とした狩猟社会 Society 2.0: 農耕が始まり人々が集団を形成し土地に定住しはじめた農耕社会 Society 3.0: 産業革命後、工業化により大量生産が可能となった工業社会 Society 4.0: インターネットやスマートフォンなどの普及により容易に情報の共有が可能となった情報社会	ページの構成上、箇条書きではなく並列に記述していますので、原案のとおりとします。

## 周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
16	第Ⅱ章 4.都市づくりの主要課題(P64～68)	P64- 「1-2 周南市における都市づくり・地域づくりの主要課題」 …前述の他、当案件に以下案件の記述が無いのは不適切と感じます。 ・コンベンションセンター ・自転車活用(自転車通勤の記述あるもそれ以上の活用の記述見当たりません。) ・郊外型商業施設取り扱い ・徳山駅以外の市内JR駅取り扱い ・ソレーネ周南他「道の駅」取り扱い	ここでは、主要な課題について記載しており、各種施設等の取り扱いについては、第Ⅳ章、第Ⅴ章にて個別に記載していますので、原案のとおりとします。
17	第Ⅱ章 4.都市づくりの主要課題(P65)	P65 「(3)にぎわいのある中心市街地の形成」に徳山駅前図書館についての記述が無いのは不適切と感じます。	徳山駅前図書館は徳山駅前賑わい交流施設の一部であるため、原案のとおりとします。
18	第Ⅱ章 3.都市の将来像(P75～80)	P75-80 「3-2 将来都市構造」 文章記述と旧プラン「図Ⅲ-13 将来都市構造」新プラン(素案)「図Ⅲ-5 将来都市構造」 を見ますに、いくつかの個所が「生活拠点」だけになっております。 ・福川駅周辺 ・戸田駅周辺 ・ソレーネ周南周辺 は当プラン(素案)でどのような位置づけとなっているか、当段落他各所明示必要と考えます。	「将来都市構造」については、都市計画マスタープランの一部とみなされる平成29年3月に策定しました、「周南市立地適正化計画」と整合を図っています。 「生活拠点」に各交通結節点周辺を追記します。(P75) また、福川駅周辺等の位置付けにつきましては、第Ⅴ章地域別構想にて明示しています。
19	第Ⅱ章 3.都市の将来像(P79)	P79 「(4)都心軸の形成」 「徳山駅周辺」の記述のみで「徳山駅前図書館」についての記述が全く無いのはプラン(素案)として不自然不適切と感じます。 当段落他「徳山駅前図書館」の記述が当プラン(素案)に全くない(ホームページ資料簡易検索で確認)理由を当プラン(素案)内に明示願います。	徳山駅前図書館を含めて「徳山駅周辺」と記載していますので、原案のとおりとします。

## 周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
20	第Ⅳ章 7.その他の都市 整備の方針 (P123)	<p>&lt;全般&gt; 「休校」学校を各地域でどう活用するかの記事が見当たりませんでした。当計画への記述追加が必要と感ずます。</p>	<p>「第Ⅳ章 7.その他の都市整備の方針 7-2その他公共施設等の整備方針」(P123)にて、休校を含む小・中学校などの公共施設の既存ストックについては、多用途への転換を図りつつ、利便性の向上と今後末永く利用できるように適切な維持・管理を推進する旨を記載していますので、原案のとおりとします。</p>
21	第Ⅴ章 2.都心部地域 (P133)	<p>都市計画の基本的な考え方として、まず雇用先の創出と確保を都市計画の中心に据えなければなりません。周南コンビナートを経済の牽引車として発展した来た当該地域の衰退は周南コンビナートの衰退によるものでしかありません。近年の変化を挙げただけでも出光の事業縮小、帝人の完全撤退、そしてトクヤマの新規工場が海外や柳井市に進出するなど、周南市にとって明るい材料は何もありません。</p> <p>市当局は徳山駅周辺の「賑わい創出」にだけ本気になっていると思えないが、徳山市の発展は駅前の発展から市全域へ波及したのではなく、コンビナート群の企業進出や工場新設などによる雇用の増大により勤労世帯の増加とそれに伴う可処分所得の増大が駅前商業経済を発展させたという因果関係を忘れてはならない。</p> <p>現在の周南市に新規工場を誘致する工業団地はなく、断片的な工業用地すらないのが現実です。さらに水素社会と銘打ちながら、水素で走るロータリーエンジン車を開発しているマツダに働きかけた痕跡すらないのはどうしてだろうか。広島市や広島県は既にロータリーエンジンの水素自動車を公用車として採用している。マツダ関連の工場誘致の呼び水とすべき施策を考えるのも都市計画の一環ではないだろうか。</p>	<p>周南コンビナートの重要性については充分理解しており、本計画では「第Ⅴ章 2.都心部地域 2-3まちづくりの整備方針(1)土地利用の方針 1)市街地 ③工業地 ア臨海工業地」(P133)にて、港湾施設の整備や新エネルギー・新産業の創出などについて記載しています。</p>
22	第Ⅴ章 2.都心部地域 (P143)	<p>P143 図V-3中に記述のある「新南陽庁舎総合支所」は現在仮設となっております。</p> <p>本文中には記述が全くありませんでした。</p> <p>従来か所に新設するのか、現在の仮設施設他現存建造物を活用するのか、当プラン(素案)に明示が必要と考えます。</p>	<p>「新南陽庁舎総合支所」については、新設場所は決定、公表されていますので、原案のとおりとします。</p>

## 周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
23	第V章 2.都心部地域 (P143、145)	図V-3他各地域地図に、本文中で触れられた施設・地域の記載がないものが多数見受けられます。 地図内容再確認願います。 <例(あくまで例)> 図V-3、V-5に「リサイクルプラザペガサス」や「徳山下松港新南陽N7地区最終処分場」が見当たらない。 P163 図V-8に「ソレーネ周南」が見当たらない。	再度精査し、必要に応じて追記します。
24	第VI章 2.まちづくりの実現化に向けての取り組み(P193)	人命にかかわる国土強靱化に関しては早急に対策を講じるべきだと思います。 古来より「治山治水」が国を治める根本課題であったことを上げるまでもなく、山の安全管理こそが自然災害防止のすべてと良いほどだ。 針葉樹に特化した植林・造林により、山の保水力と表土の保持力が著しく低下して、土砂災害や崖崩れなどの災害を招いている。 混合造林などの治山事業の急な転換は困難を伴うため、急ぐべきは水無川などへの砂防堰堤の設置と崖地の養生をしっかりと実施すべきではないだろうか。そして河川に関しても三年前の大水害以来、浚渫が適宜行われているが、河川の流量確保のためにも浚渫工事の手を抜いてはならない。そして江戸時代以来の土盛りしただけの堤防を改修して、堤防の中に鉄筋コンクリート等の「芯」を入れ、河川流量想定を超えた豪雨時に際しても堤防決壊ではなく、堤防越水に止めて宅地等への濁流の急流入を防ぐ手立てが必要です。	「第VI章2.まちづくりの実現化に向けての取り組み 2-1将来都市像の実現化を図るための先導的プロジェクトの推進 (2)1)災害リスクを踏まえた都市構造の実現」(P193)にて、災害を防除する河川管理施設や急傾斜地崩壊防止施設等の整備や維持管理について記載しています。 詳細につきましては、「周南市国土強靱化地域計画」にて個別の施策が記載されます。
25	第VI章 2.まちづくりの実現化に向けての取り組み(P200)	P222 「「PDCAサイクル」の仕組みを活用します。」とのことですが当仕組みは1サイクル期間明示が必須と考えます。	進行管理については、10年程度の定期、又は各種情勢の変化に伴い必要な時期に検証・評価を行いますので、原案のとおりとします。
26	計画全般	当「プラン(素案)」の推進主体・状況検証期間・検証主体が不明確と感じます。 計画(案)に明示願います。	推進主体は市、状況検証期間は2年、検証主体は市です。また、本計画(素案)については、周南市都市計画審議会にてご意見をいただいています。 なお、推進主体等を明示する予定はございませんので、原案のとおりとします。

## 周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
27	計画全般	「森林」の一部、と扱われているのか「竹林」の記述が全くありませんでしたが、「森林」と「竹林」は別物、と感じます。 市内「竹林」の状況把握から速やかに実施すべきと感じます。	「竹林」も森林の一部として扱っていますので、原案のとおりとします。
28	計画全般	前述の他、今後地方都市・中山間部の行政計画に必要となるだろう語句の記述が見当たりませんでした。 当プラン(素案)の再考あるいは別途個別計画を速やかに作成願います。 ＜例(あくまで例)＞ 「獣害」「ジビエ」	「獣害」等につきましては、個別の施策で対応したいと考えていますので、原案のとおりとします。
29	計画全般	個々指摘しておりますが、今後の都市計画運営上重要な位置を占めるだろう施設等の記述が乏しい/抜けている場合がある、と感じました。 全文再精査を宜しく御願ひ致します。	再度精査し、必要に応じて追記します。
30	計画全般	個々指摘しておりますが、文章表現に一部不適切/首をかしげる箇所が散見されます。全文再精査を宜しく御願ひ致します。	文章表現につきましては、再度精査します。
31	計画全般	数値データの内過去からの推移が重要と思われる案件は推移の図示化/グラフ化表記を御願ひ致します。	過去からの推移が重要と思われる項目については、表やグラフを表記していますので、原案のとおりとします。
32	計画全般	今回プラン(素案)「都市計画マスタープランを見直すものです。」(P2)との事。であれば、内容そのものの見直し・変更箇所はその旨理由とともに明示すべきと考えます。	本計画の見直しの目的と要点については、「第I章 1.都市計画マスタープランの背景と目的 1-3都市計画マスタープラン見直しの目的と要点」(P4)にて記載していますので、原案のとおりとします。
33	計画全般	プラン(素案)内で重要要素である案件の数値データが不足しております。 調査実施の上データ公表データからのプラン再設定再意見募集、あるいは早急に調査実施の上別途具体的計画を作成願います。 ＜例(あくまで例)＞ 「空き家」:各所に記述見られますが具体的データが当プラン(素案)内に見当たりません。	本計画は、あくまでも都市の将来像や整備方針を示すビジョンの計画であり、具体的な施策等につきましては、個別の計画で策定していきますので、原案のとおりとします。

## 周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
34	計画全般	当案件、国・県との調整協力も必要と感ずますし、その旨本文中にも記載あると思ひますが、「国・県に対して要望する/物申す」と言う視点が欠けていると感ずます。 必要な施策法令については、市行政として国・県・関係機関に直接あるいは所属組織(例(あくまで例):市長会)を通じて要望要請していく旨明示すべきと感ずます。	本計画(素案)は、あくまでも都市の将来像や整備方針を示すビジョンの計画であり、具体的な要望等につきましては、個別の計画で策定してまいりますので、原案のとおりとします。
35	計画全般	当案件、当市のみでなく周辺自治体/市町村との連携協力無しには成り立たない案件と思ひののですが、その点の記述に乏しいと感ずます。 記述追加等御検討宜しく御願ひ致します。	本計画(素案)は、あくまでも都市の将来像や整備方針を示すビジョンの計画であり、他市との連携等につきましては、下松市、光市の一部を含めた広域的な計画である周南都市計画区域マスタープラン及び周南東都市計画区域マスタープランにおいて定めておりますので、原案のとおりとします。
36	計画全般	当案件推進に際し、市外各自治体(市長村、県、県外)の施策も影響を及ぼすと思われます。 市外各団体との「協力」だけではなく、市外各団体(行政企業その他)の「当市に影響を及ぼす施策」に対して「物申す姿勢」を、当計画(案)に明示願ひます。	本計画(素案)は、あくまでも都市の将来像や整備方針を示すビジョンの計画であり、具体的な要望等につきましては、個別の計画で策定してまいりますので、原案のとおりとします。
37	計画全般	当件の内容は専門性・地域性の高いものとなつておると考へます。 市民からの意見募集の他に、関係者・専門家からの直接の意見聞き取りの実施を宜しく御願ひ致します。	第32回、第33回周南市都市計画審議会にて関係者・専門家から直接意見をいただいております。
38	計画全般	当計画は「都市計画マスタープラン」であり方向性を定めるもの、具体的な施策は今後策定、と認識しております。 具体的な施策を、地域住民・関係者・専門家の意見を取り入れた上で速やかに策定願ひます。	具体的な施策については、必要に応じて地域住民、関係者、専門家等の意見の反映に努めてまいります。
39	計画全般	各種計画・施策の「図」「表」には、常時通し番号を設定し、必要に応じて出典、データ年度を明示する様御対応宜しく御願ひ致します。	「図」「表」には、通し番号を設定し、出典、データ年度も明示してありますので、原案のとおりとします。
40	計画全般	本文・表中年数表記の一部が元号のみとなつており、経過・年次比較がし難くなつており、年数表記は西暦元号併記又は西暦表記に統一を宜しく御願ひ致します。	元号と西暦を併記します。 年表表記や地図図示については、必要に応じて表記を行い、分かりやすい計画の策定に努めてまいります。



## 周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
41	計画全般	市行政の施策計画(案)等の年数表記は西暦元号併記か西暦表記に統一されます様御対応御願ひ致します。	
42	計画全般	資料では、 ・時系列経過案件については年表表記 ・地域地形関係は地図図示での表記 をパブリックコメント/意見募集の場合は必須とされます様宜しく御願ひ致します。	元号と西暦を併記します。 年表表記や地図図示については、必要に応じて表記を行い、分かりやすい計画の策定に努めてまいります。
43	計画全般	文面内多数「(資料編…頁参照)」の記述ありますが、「周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対するパブリック・コメントの実施について」のページに当該「資料編」見当たりません。パブリック・コメント/意見募集の際の資料提示が完全に不足不適切だと考えます。	資料編は、本編を補足する資料であり、本計画の素案に対する意見作成に影響はないと判断し、パブリックコメントでは掲載していませんが、改定時には資料編も公表します。
44	計画全般	本文中多数「資料編に移行」との記述ありますものの、「周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対するパブリック・コメントの実施について」のページに当該「資料編」見当たりません。パブリック・コメント/意見募集の際の資料提示が完全に不足不適切であり、資料編参照可能にしての意見募集再実施が必須と考えます。	資料編は、本編を補足する資料であり、本計画の素案に対する意見作成に影響はないと判断しているため、資料編参照を可能にしての意見募集の再実施は行いません。
45	計画全般	適切な資料提示無しの意見募集をそのままとし、再意見募集実施しないのであればその理由を明示願ひします。	
46	計画全般	個々でも指摘しておりますが、「新旧対照表」で、明らかに前計画と差異ある点については、新規計画案に変更理由を明示すべきと考えます。	「第1章1.都市計画マスタープランの背景と目的 1-3都市計画マスタープラン見直しの目的と要点」(P4)にて、見直しの要点を記載していますので、原案のとおりとします。
47	用語の解説	別途「用語の解説(参考資料)」がありますが、本文中の用語を見た際に「用語の解説」があることが分からなければ掲載意味が低くなると思われます。用語に「*」印、下線などを付け、目次に「*印/下線のある用語は用語の解説で…」と言った付記実施を実施願ひします。	用語の解説に記載する用語については、「*」印を付けます。

## 周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
48	用語の解説	用語解説実施の語句と解説内容の再精査を宜しく御願ひ致します。	用語の解説の再精査をします。
49	意見募集	意見募集/パブリックコメントの際は、用語解説/用語説明の作成・掲載を必須とされます様宜しく御願ひ致します。	専門的な用語等、説明が必要と思われる用語については「用語解説」を行うように努めてまいります。
50	意見募集	継続的計画の意見募集/パブリックコメントの際は、「新旧対照表」の提示を行政として必須とされます様宜しく御願ひ致します。	「新旧対照表」が必要と思われる際には、提示するように努めてまいります。
51	意見募集	<p>当案件、新旧対比表+用語の解説で200ページ超の内容の上、意見作成のためには本来本文中記載関係法令・計画・協定・要領等施策も確認すべきと考えます。</p> <p>又、募集期間中に5案件、各案件資料100～200頁の意見募集も実施されております。</p> <p>又、個別に指摘しておりますが、記述・データ不足不備資料提示不備多数見られます。</p> <p>この様な案件の意見募集を、1回のみ1ヶ月の期間と言う設定は短い/不適切と考えます。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見再募集実施を求めます。</p> <p>(市のパブリック・コメントに関する条例(周南市市民参画条例)では、募集期間は「原則として1箇月とします。」としており、1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと考えます。)</p>	<p>周南市市民参画条例第11条第2項の規定により、パブリック・コメントにおける意見の提出(募集)期間は、公表の日から原則として歴月で1ヶ月となっております。本計画(素案)においても、その内容及び分量から1ヶ月が適当と判断いたしました。</p> <p>なお、期間内でパブリックコメントの目的は達成できていると考えるため、再実施はいたしません。</p>
52	意見募集	<p>市民=主権者からの、期間不足・資料不備不足による期限延長・再実施の要求が実施出来ない場合、「具体的理由」を明示願ひます。</p> <p>(「条例に則って」では前述の通り御回答として不適切と考えます。)</p>	

## 周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
53	意見募集	<p>前述の通り、当意見募集同時期に別途5案件の意見募集実施、と認識しております。</p> <p>パブリックコメント(意見募集)については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年末年始等市民の繁忙期を避ける。</li> <li>・複数案件の期間重複を避ける。</li> <li>・上記項目が避けられない場合は、期間の延長を実施する。</li> <li>・資料公開に不具合発生した場合は期間の延長を実施する。</li> </ul> <p>と言った対応を常時実施願います。 (必要であれば条例修正等実施願います。)</p>	<p>パブリックコメントの案件や実施件数等によっては、時期が年末年始にかかったり、複数案件が時期や期間を重複して実施される場合があります。</p> <p>案件の内容等を踏まえて、適切な実施時期・期間を設定するように努めてまいります。</p>
54	意見募集	<p>前述内容、市パブリックコメント/意見募集の度に意見通知しておりますが、今回期間重複案件有・募集期間1ヶ月ままでした。</p> <p>過去の意見に対する対応無かった理由を明示願います。</p>	<p>本計画については、その内容から1ヶ月が適当と判断いたしました。</p>
55	意見募集	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「市のホームページ＝市行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般市民が広く目にする媒体(新聞等)にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内)。</p> <p>(市広報誌には当該パブリックコメント(県民意見募集)の記事・記載はありましたものの、規則上か掲載は1回だけ、と記憶しております。)</p>	<p>市広報 2.1号(10ページ)「パブリック・コメント」の実施記事(紙面1/2ページ分)の中で、施策の案件・対象・閲覧期間・閲覧場所・意見の提出期間及び提出方法を掲載いたしました。新聞への広告掲載はしていません。</p>
56	意見募集	<p>今回の案件を含め、市広報誌へのパブリック・コメント(県民意見募集)の記述が1回だけ(市広報は月2回発行ですので、募集期間内に最低2回の掲載が可能なはずです)の理由を明示願います。</p>	<p>限られたページ数と紙面上のスペースの中で、少しでも多くの情報をお伝えする必要があることから、原則、一度のみの掲載としています。</p> <p>例外として、市民の生命や財産、また市民生活への影響が大きい制度など、複数回にわたりお知らせする必要がある情報については、理解が深まるよう追加の情報等を入れた記事を掲載する場合があります。</p> <p>本件はその例外には当たらないと判断し、1回の掲載といたしました。</p>

## 周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
57	意見募集	市民からの意見募集拡大のため、市広報には常に意見募集中案件を明示する欄を設ける、等の対応を希望致します。 実施できないのであればその理由を明示の上、是正(必要であれば規則・条例等の修正等)実施をお願い致します。	限られたページ数と紙面上のスペースの中で、少しでも多くの情報をお伝えする必要があることから、原則、一度のみの掲載としています。 例外として、市民の生命や財産、また市民生活への影響が大きい制度など、複数回にわたりお知らせする必要がある情報については、理解が深まるよう追加の情報等を入れた記事を掲載する場合があります。 本件はその例外には当たらないと判断し、1回の掲載といたしました。 また、パブリック・コメントの周知方法は、市広報及び市ホームページへ募集の掲載、また、市ホームページ、本庁舎ロビー、各総合支所情報公開窓口、各支所及び都市政策課で本計画(素案)の閲覧を行いました。 周南市市民参画条例に基づき、市広報、市ホームページ等の複数の周知方法により公表しており、適切に実施したものと認識しています。
58	意見募集	前述意見に対する御返答と、意見送付市民数・意見数より、今回のパブリックコメント(意見募集)の広報が十分になされたのか御判断の上明示願います。 (「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうか」(充分・不充分)の判断を明示願います。)	パブリック・コメントの周知方法は、市広報及び市ホームページへ募集の掲載、また、市ホームページ、本庁舎ロビー、各総合支所情報公開窓口、各支所及び都市政策課で本計画(素案)の閲覧を行いました。 周南市市民参画条例に基づき、市広報、市ホームページ等の複数の周知方法により公表しており、適切に実施したものと認識しています。
59	意見募集	パブリックコメント/意見募集の際には、意見を求める施策等(案)の作成過程も明示すべきと考えます。 今回の意見募集について今から追加対応は困難と考えます(本来であれば資料提示再意見募集実施すべきと考えます)が、次回以降のパブリックコメント/意見募集での対応を宜しく御願い致します。	作成過程等の明示につきましては、今後検討いたします。
60	意見募集	前述内容、過去の市パブリックコメント/意見募集の度に意見通知しておりますが、今回御対応無かったと認識しております。 今回当該意見への御対応無かった理由を明示願います。	今後は、施策等の作成過程を含め、資料作成については、全庁で統一して見やすい資料作りを検討していきます。

## 周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
61	その他	若い世代に利用してもらえるショップや娯楽施設は絶対に必要かと。	今後具体的な事業を進めるうえで貴重なご意見として参考にさせていただきます。
62	その他	これから十年二十年使用することを考えて未来を考えたデザインの山口にはない・または古くなって利用者が少ない施設も積極的に建てるべき。 宇宙関連(例・プラネタリウム)・芸能関連(例・誰もが格安で歌や演技などを披露できる施設)・スポーツ関連(例・バイクや車、野球・サッカー・水泳・陸上)、とか。	
63	その他	銀南街って維持しなければならない事情がありますか。 個人的にはもう完全に新しくした方が良いのではと思っていますのですが。	銀南街も含めた徳山駅周辺は、広域都市拠点であり、周南広域都市圏の中核を担う都市核であるため居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成や公民連携に取り組み、賑わいと活力の創出を目指しています。
64	その他	徳山駅前地区市街地再開発組合のHP更新が止まっているのも気になります。コロナ禍とはいえちゃんと計画は動いているのでしょうか。	数か月の遅れはありますが、計画通り進んでいます。
65	その他	熊毛地区の公共交通に関しては、バスの徳山までの運行ではなく、地域内の岩徳線とコミットした「循環バス」の運行を提案したい。もちろん大型のバスは不要で、ハイエース程度の小型バスを熊毛地域を循環させる方が予算も少なく、かつ便数を増やすことも可能で細かい公共交通機関のサービスが出来るものと思う。しかも岩徳線の減便を防ぐためにも有効な対処法ではないでしょうか。	移動ニーズや都市計画を踏まえ、岩徳線やバス路線の幹線の強化を図るとともに、地域の移動を支える支線においても、地域の実情に応じた利便性が高く、かつ効率的な運行となるよう検討してまいります。